

令和8年度 鯖江市職員採用候補者「カムバック採用」選考試験案内

鯖江市総務部職員課

〒916-8666 鯖江市西山町13番1号

TEL (0778)53-2201

鯖江市では、過去に鯖江市の機関で一定の勤務実績があり、結婚・出産・育児・介護などのやむを得ない事情や、留学・転職・起業等のキャリアアップのために退職された方を対象として、再度、鯖江市職員として採用する「カムバック採用」選考試験を実施します。

受付期間	令和8年3月1日(日)～令和9年2月28日(日) 午後5時
試験日	応募者と調整の上、随時実施します。

1 職種および採用予定人数

職種	不問 ※原則として退職時の職種で採用します。
採用予定人数	若干名

2 勤務場所、職務内容

本庁、出先機関等に勤務し、各職種に応じた職務に従事

3 受験資格

結婚・出産・育児・介護などのやむを得ない事情や、留学・転職・起業等のキャリアアップのために鯖江市職員を退職した者で、次の全ての要件を満たすもの

- (1) 採用日時点で55歳以下の者
- (2) 鯖江市の機関において、職員としての実務経験※を3年以上有する者

※ 次の実務経験は除く

- ・地方公務員法第3条第3項の規定による特別職の職員
- ・地方公務員法第22条の2の規定による会計年度任用職員
- ・地方公務員法第22条の3第1項の規定による臨時的任用職員
- ・地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定による任期付職員および臨時的任用職員
- ・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条各項の規定による任期付職員

- (3) 次のいずれかに該当する者

- ア 日本国籍を有する者
- イ 「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」に定められている永住者
- ウ 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)」に定められている特別永住者

- (4) 上記の受験資格があっても、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。(地方公務員法第16条に規定する欠格条項)

- ア 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 鯖江市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で

破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

4 試験の概要

第1次試験	試験内容	書類選考および在職時の勤務成績
	結果発表	第1次試験受験者全員に結果を郵便で通知
第2次試験	日 程	第1次試験合格者と調整の上、随時実施
	試験内容	口述試験(受験者の人柄、性格、専門的知識、職務遂行能力等をみるための個人面接)
	結果発表	第2次試験受験者全員に結果を郵便で通知

5 合格者の採用

- (1) この選考試験の合格者は、原則として令和9年4月1日に採用しますが、相談の上、令和8年度中に採用される場合があります。
- (2) 採用時の給料月額、各人の職歴等により異なりますが、鯖江市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の経験年数換算の基準に基づき計算された給料月額となります。詳細は下記問い合わせ先までお問い合わせください。

6 受験申込および受付期間

受験申込は、電子申請により受け付けます。

アクセス方法	鯖江市ホームページから職員採用サイトの令和8年度鯖江市職員採用候補者「カムバック採用」選考試験にアクセスしてください。
手続方法	①電子申請フォーム(LoGo フォーム)にメールアドレスを入力し、送信 ②no-reply@logoform.jp からメール受信 ③受信したメールの URL にアクセスし、入力フォームに必要事項を入力 ④第1次試験合格者に、第2次試験の受験票ダウンロードの案内メールを送信します。
受付期間	令和8年3月1日(日)～令和9年2月28日(日) 午後5時

※ 令和9年2月28日(日)午後5時までに正常に申込手続ができているもののみを有効とします。正常に申込みが行われていない場合は受験できませんので御注意ください。

7 その他

- (1) 申込手続その他の問い合わせは、鯖江市総務部職員課でお答えします。
電話 (0778) 53-2201 (直通)
(0778) 51-2200 (内線 361)
- (2) この試験は、国家公務員、教育公務員、県職員、他の市町村等の職員の採用試験ではありませんので注意してください。

令和8年度鯖江市職員採用試験に関する情報
(鯖江市職員採用サイト)

